

<議事録>

令和5年度第1回
我孫子市いじめ防止対策委員会

日 時 令和5年5月12日（金曜日）
午前10時00分～午前11時40分

場 所 我孫子市教育委員会 大会議室

令和5年度 第1回我孫子市いじめ防止対策委員会

令和5年5月12日（金）
我孫子市教育委員会大会議室
10:00～

1 開 会 [小山]

これより令和5年度第1回我孫子市いじめ防止対策委員会を始めます。

2 我孫子市いじめ防止対策委員会の設置について [小山]

本委員会の設置要綱につきまして、確認いたします。

この要綱は『我孫子市いじめ防止対策推進条例』に基づいて、いじめ防止対策委員会の組織及び運営に関し、必要事項を定めています。

なお、国のいじめに関する法律「いじめ防止対策推進法」を受けて、「我孫子市いじめ防止対策推進条例」が定められています。これらを受けて、各学校でも「学校いじめ防止対策基本方針」を作成しています。

対策委員会は、委員12人以内で組織し、任期は2年となっています。

対策委員会には、委員長及び副委員長1人を置きます。委員長には、教育長を、副委員長には、教育総務部長をもって充てることになっています。また、会議では、委員長が、議長となることが定められています。簡単ですが、設置要綱についての確認を終わりにします。

3 委員の紹介 [自己紹介] [小山]

委員の任期は2年ですが今年度は委嘱1年目の年です。よろしくお願いいたします。

<教育長挨拶>

令和5年度が始まってひと月半。気持ち的には今までの3年間とは違う感じです。

子ども達にとっても大きな3年間でした。私の教員生活にもなかったことですし、初めての経験ばかりでした。まだコロナ感染が終息したわけではなく、今まで学んできたことを生かしながら進めていきたいと思います。

Q-U検査では、孤立感や侵害感を持つ子が増加しました。子どもの人数つまり分母が減っているのに、その人数は増加していて、15歳くらいの子どもたちにとって大きかったことだと思います。かなりの増加と捉えています。

この後、通常の場合を説明いたします。まずそこでご意見をいただきたいと思います。

本日は、昨年度の第3回いじめ防止対策委員会の後に、いじめ重大事態の発生があり、報告したいと思います。そのことは県にも報告しております。学校から報告があった時点でこの委員会を立ち上げるかどうか迷いましたが、当該の保護者は学校に対して、まず重大事態の報告をして欲しいという要望があり、改めてということもありませんでした。もちろん報告があった時点で、市長にも報告しております。この児童については、小学校卒業までは登校できませんでしたが、中学校では教室や校内の相談支援スペースに行ったりしています。

今回、いじめ防止基本方針に照らし合わせながら進めてきましたが、一部整合性がとれないことが出てきましたので、一部改定について後ほどご意見をお聞かせください。

この委員会の委員任期は2年間となっていますが、まずは今年1年よろしく願いいたします。

では、議事に入ります。丸委員長、よろしく願いいたします。[小山]

丸委員長：本日の次第の（1）から（5）まで説明してもらって、質疑応答に入ります。

4 いじめ防止対策についての取組 [小山]

- （1） まず、4・5ページをご覧ください。小学校高学年と中学校用の「いじめアンケート」になっております。いじめアンケートは年に2回、無記名で行われています。
なお、別に小学校低学年用、中学年用があり、それぞれの発達段階で理解できるような質問表記になっています。

いじめアンケート実施の目的は、

- ・児童生徒自身は、自分の悩みを打ち明ける場とする。自分を見つめ他者とのかかわりを考える場とする。
- ・学校は、いじめの実態をつかみ、対策の資料とする。
- ・教育委員会は、市内小中学生のいじめの全体像をつかみ、対策の資料とする。
と位置付けて、いじめの早期発見、早期対応に活用しています。

- （2） 次は、これまでのいじめアンケートによる認知の推移となります。

アンケートでの〔問1 あなたは、今、いじめられていますか。〕という質問に「はい」と回答した数となっています。

表の平成28年の小学校のいじめ認知数が平成28年の332件から522件に大きく増えていることがわかると思いますが、これは国のいじめ防止基本方針の「いじめの定義の観点」をもとに、学校が細かな視点でアンケートを実施し認知した結果によるものです。また、令和4年のいじめ認知数の減少は、コロナ禍以前に近いかたちで実施できた学校行事等が前年度より多くなり、体験的活動を通して子どもたちの自他理解や達成感、自己肯定感を味わいながら自己実現を果たせた場面が増えたのが要因の一つである、と考えられます。

学校（担任）は「いじめアンケート」の集計後、教育相談などによっていじめを受けていると答えた子どもたちに話を聞いていきます。事実を確認したのち相手の子どもを指導したり、学年職員で共通理解を図り、いじめられている子どもの見守りをしたりして、いじめ解消に向けて取り組みます。

教育委員会でも、各学校の状況を把握し、いじめ防止対策担当が学校を訪問して観察や聞き取り調査を行います。第三者の目で学校側に指摘したり、助言したりして、いじめの深刻化を防いでいます。いじめアンケート後に市内全校を訪問していますが、学校からの要請をうけての訪問も行っています。

- （3） 次はアンケートの中で行ったインターネットや携帯電話についての調査結果です。

小学校の段階で、スマートフォンや携帯電話を半数以上の58%の児童が持っていると回答しています。そのうち41%の児童がスマートフォンを持っています。中学校になると、スマート

フォンや携帯電話の所持率は90%、そのうちの83%がスマートフォンを所持しています。

これは、新型コロナウイルス感染症が流行する前の平成30年第2回いじめアンケート集計結果では、スマートフォンや携帯電話を51%の児童が持っていると回答しています。そのうち約19%の児童がスマートフォンを持っていると回答していました。中学校では、スマートフォンや携帯電話の所持率は89%、そのうちの約80%がスマートフォンを所持していると回答していました。

電話機能とパソコン機能を併せ持ち、インターネットとの親和性が高い「スマートフォン」の普及は、大人だけでなく子どもにも急速に広がっています。

その中で、「ネットでのいじめ」の問題が全国的に深刻化しています。また、令和3年度からGIGAスクール構想により一人一台端末の使用が始まり、子どもたちにとってさらに身近にインターネット環境に触れることができるようになりました。我孫子市では、そこで配付されたタブレットを使用してのいじめの報告はございません。時代に合わせた広い視野を持ち、学校で起きているいじめだけでなく、全児童生徒の普段の生活の中にあるインターネット環境、情報化社会との正しい付き合い方について、児童生徒の悩みや思いを受け止めながら、実態を把握し指導していくことが大切であると考えています。

(4) 続きまして、「今年度のいじめ防止対策に向けての取組」について説明いたします。

先ほど説明したいじめアンケートだけでなく、楽しい学校生活をおくるためのアンケートとして、我孫子市ではQ-U検査を実施しています。

Q-U検査については、9ページをご覧ください。

(5) この検査は、「学級満足度尺度」と「学校生活意欲尺度」の2つの尺度を基に、児童生徒の心の状態を把握します。どちらの尺度も高ければ、学級生活満足群に位置します。これらの児童生徒は、安心した学校生活を送れていると思われれます。逆にどちらの尺度も低いと、学級生活不満足群に配置します。特に低いところに位置すると要支援群となり、注意深く見守る必要があります。ここに位置する子は、周囲とのかかわりが消極的で、休み時間に一人で過ごすことが多いことや、時には悪口を言われたり、学級にいたくないという思いを持ったりしている、つまり、いじめや悪ふざけを受けていたり、学級の中で自分の居場所を見いだせなかったりしている可能性があると考えられます。このような検査により、児童生徒を可視化して見つけることができます。

なお、年に2回実施予定で、1回目は6月1日から、2回目は11月1日から各校で実施する予定です。また、この検査の結果を学校で有効に活用することができるよう、教育委員会主催のQ-U研修会を6月に実施し、分析の仕方等を研修します。

このようなアンケートの他に、道徳科の充実を図ったり、教職員研修を実施したりしています。

丸委員長：ここまでの説明で、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

続いて、いじめ防止対策担当の取り組みです。担当の佐藤より説明をいたします。

(6) いじめ防止対策担当の取組 [佐藤]

【主たる取組】

◎市内全小中学校（19校）への巡回訪問を柱としたいじめ防止対策を行います。

※実際の児童生徒や学級の雰囲気を観察し、いじめの兆候の有無や学級集団の雰囲気を把握して、学校の先生方との情報交換やアドバイスをを行います。

- ①子どもの様子：子どもの表情、会話の様子、学習への集中、周囲との関わり、発言に対する反応、言葉遣い、休み時間の行動、痣や傷 など。
- ②環境や状況：机の上、机の中、机の周囲、学習用具、教室の掲示物、廊ぐだ掲示物、写真、全体の整頓、机と机の距離、ロッカーや棚の整頓、昇降口靴箱の整頓 など。

※日常生活での学校からのいじめに関する相談や情報提供に対応します。

○1学期

- ①特に1学期は、発達特性を持った児童生徒やグレーゾーンの児童生徒がトラブルになったり、いじめの対象になりやすい傾向にあり、共有し対応します。
- ②前年度での「いじめで気にかかる児童生徒」の、その後を把握する。また「孤立感を持つ児童生徒」の様子を注視します。
- ③学期後半、気になる児童生徒の経過観察の状況を把握し、対応します。
- ④中学校では、部活動での活動状況や人間関係などを観察し、いじめについて共有する。また市内大会・葛南大会での様子を観察します。
- ⑤学期末から夏季休業中に、いじめアンケートやQ-U検査の結果を再分析し、特別に心配される児童生徒について学校と連絡を取り合い、防止や変化の対応に努めます。

○2学期・3学期

- ①いじめアンケートやQ-U検査の結果の分析をもとに各校に訪問する。その中で学校が対応した結果や状況を把握し、いじめが心配な児童生徒などを共有し、継続観察して適切な対応をします。
- ②いじめアンケートでは、未解消の児童生徒を把握し、訪問して状況を聞き、該当児童生徒を直接観察して、対応を相談・アドバイスする。またその後も継続的に把握・共有します。
- ③Q-U検査では、結果資料を分析し、「要支援の子」「侵害感の強い子」「孤立感の強い子」を中心にリストアップして、学校訪問を行います。
また、昨年増加した「孤立感を持つ児童生徒」を視点の一つとして、直接児童生徒を観察したうえで、対応策等を共有する。また検査の「過去からの経過状況」を共有し、防止に努めます。
- ④中学校での体育祭の練習活動や小中学校諸行事での児童生徒の様子を観察して、状況に応じた対応を行います。

○その他...教育相談センターとの連携。子ども相談課との連携。

(8)我孫子市小中一貫教育基礎カリキュラムと(8)いじめのサインについては、参考資料として、「情報モラル教育」のモデルカリキュラムと、「いじめのサインチェック表」を添付いたしました。情報モラル教育については、GIGA スクール構想による、一人一台のタブレット端末の配付により、ネット環境への安全な接続など、今後様々な指導を更に強化する必要があります。いじめのサイ

ンチェック表は、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにするために、教職員の研修等で使用します。

(9) 最後に、「悩み相談ホットライン」について教育相談センターの遠藤より説明をするところですが、本日所用のため欠席していますので、指導課より説明をします。

教育相談センターでは、専門の相談員がおります。電話やメールにて相談できます。いじめに限ったことだけでなく、学校生活や家庭生活上の悩みを何でも相談できる体制を整えています。

5 意見交換 [丸教育長]

それでは、只今、事務局より報告、説明がありました件につきまして、また全体を通してでも結構です。ご意見をいただきたいと思えます。

- ・川田委員：第8条に委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとありますが、どこまでが秘密と捉えたらよろしいでしょうか。この委員会後、学校で「今、こんな状態なんですよ…」と報告・説明をしますから、資料などを含めて、見せてはダメ・言ってはダメということがあれば気を付けます。
- ・森谷課長：定期的な案件に関しましては、問題ありません。今回の重大事態が出て、どうしても学校名や個人名とか出さざるを得ないときもあるかもしれません。そんな時の情報に関しては伏せておいて欲しいと思えます。
- ・山崎委員：いじめのサインチェック表があるのですが、具体的な運用方法を知りたいのですが。
- ・小山担当：主に研修の場としては、生徒指導主任会の中で研修しておりますが、最近是非行面よりも孤立感などのSOSを見逃さずに早期発見していくなど、研修会后、学校に持ち帰って学校内で研修をしていきます。また、家庭編は、保護者会等で説明し、保護者として子どもへの接し方や、どんなサインを子どもが出しているのかなど、気にして見ていくと早期発見ができるのではないかと資料として活用しています。
- ・山崎委員：今回、初めて見せていただいたのですが、家庭編というのはおそらく保護者が活用する内容になると思うのですが、一応保護者として見ると、ここにある内容は現時点で初めて見てるし初めて理解している状態です。保護者のところまでくんだりきている感が残念ながら皆無です。せっかくこういうものを作成しているということはどうやったらくんだりしていくのか。保護者がいじめのサインに関しての理解の啓蒙というところも考えていただきたいです。

個人的な意見で申し訳ないですが、学校だけでいじめを何とかしようとしても絶対無理になるので、保護者の方との連携を強化していかないと解決できないと思えます。学校とか教育委員会が遮二無二、一生懸命頑張っているというイメージです。保護者の方から考えていくという観点ももうちょっと必要になってくると思うので、啓蒙の一つとしてぜひ活用していただきたいです。学期ごとにチェックするぐらいがいいのかなという思いがありますので、ご検討いただけたらと思えます。

- ・丸委員長：山崎委員のご指摘、その通りだと思います。家庭編を各家庭まで生かしている状況があるかに関して、把握できていないので調べてみたいと思えます。全家庭の中に必ず届くような形で進めていきたいと思えます。私も山崎委員と同じような意見があります。いじめ

というのは多様で複雑と皆言います。すべて学校が取り組まなくてはいけないというところがあり、だから学校の責務が重すぎるというのがあります。これは教育委員会や学校の取り組み方に問題があるのかもしれませんが、すごく重いというのが実感としてあります。

この辺実際に、村田弁護士に、いじめ相談は結構多いのでしょうか。

- ・村田委員：弁護士業務としての中でいじめの相談受けるということは、件数は多くないです。たまににあります。数えるぐらいです。それよりも県立の高校でのいじめの重大事案、他での調査の委員とかそういったのは、正直ちよくちよくあります。

やっぱりいじめ防止対策推進法ができた後、多くの研究者の方々が言っていたのが、保護者対応のトラブルがきっと増えるだろうと言っていて、やはりそのことに関してもすごく多くなってきていると思います。

- ・丸委員長：その辺は、この委員会を通していろいろと私の方もご相談しながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

他に委員の皆様の方から質問等ありましたらお願ひいたします。

- ・久米委員：今すごくいい意見だったと思います。同じように学校さんがやられることではないのかもしれませんが、例えば情報モラル教育だとしても、実際にスマートフォンを与えたりしているのは親なわけで、その親御さんにどのようなメリットがあって、デメリットがどこにあるのかという話が伝わるか伝わらないかで、子どもだけにモラル教育をやればそれで済むってことでもないのかなと思います。ここ2年ぐらいで小学校中学校の保護者さん対象だったり児童生徒さん対象だったり、学校によって違いますが1時間ぐらいで講義させていただいています。保護者さんと児童生徒と一緒に講義させていただいたときに、保護者さんの反応がすごくいいんですね。講義内容に、「そういうことまで知らなかったとかそんなふうに脳が変異しちゃうんだって、それはまずいですね」という感想が出ます。丸委員長がおっしゃってくださったように、いかに保護者さんを巻き込んで一緒に子どもたちが安全安心な学校生活を送れるか。また、この小中学校の生活だけ上手いけばいいのではなくて、その子たちが高校大学に入って成長していくすごく大事な時間がこの時間だと思うので、そこで大きく子どもたちが間違った方向に行かないようにするにはどうしたらいいかっていう課題の一つがこのいじめ防止だと思うし、一つはこの情報のモラル教育だと思います。切り離して考えるというよりは、何か一緒になれるところを研究できたり研修できたりとか、お話できるといいなというのをすごく感じています。

- ・丸委員長：ありがとうございます。ぜひ情報モラル教育など、そういったものを保護者の方にも広めていくなどの子どもたちの研修を教育委員会の方からも発信していきたいなと思います。この話に関しては、昨年度も川田委員の方から話があったかなと思いますので、ぜひそれに関するを進めていきたいと思っています。

他にございますか。

それでは次の案件の方に入ってよろしいでしょうか。続きまして、我孫子市いじめ防止対策基本方針の改定についてというところで、重大事態の案件等について進めていきます。それでは教育委員会指導課の森谷課長の方から、改定の経緯、改定内容の説明をいたします。よろしくお願ひします。

- ・森谷課長：先ほど初めに教育長の方からもありましたように令和4年度末にいじめの重大事態が市内の小学校においてありました。これは被害児童の保護者からいじめの重大事態であると学校の方に申し入れがありました。それに対して学校もそうであると判断し、教育委員会の方へいじめの重大事態として報告がありました。

それにつきましては、教育長から市長の方にも報告をしている内容でございます。詳しい内容につきましてはいじめの重大事態についてという用紙1枚入れさせていただいております。

用紙をご覧ください。小学校6年生男子児童Aが同じクラスの男子児童Bからの嫌がらせを理由に学校を欠席することを余儀なくされたとして、Aの保護者がいじめの重大事態であると学校に申し入れたという事案がありました。令和5年2月のことです。

学校はいじめの重大事態とすると判断し市教委に報告しました。第三者委員会の立ち上げまでは保護者が希望しませんでしたので、市教委と学校が連絡を取りながら学校が調査を行いました。

内容ですが、経緯としては、母親から学校に行きたくないと言っていると電話連絡がありました。その日からは学校を欠席しました。その後、担任でいじめの内容を確認したところ、Bからの嫌がらせとして、Aは6点挙げました。

これを受けて学校がBに対して聞き取りを行うと、一部行為を認めたものの、Aからやってきたためやり返した、またはやっていないというものがあり、2人の主張に相違がありました。学校はクラス、学年、関係教職員等に調査を行いました。はっきりとした事実確認までは至りませんでした。

令和4年11月にあった出来事を担任に相談したことがあり、そこらいじめは続いていたと言っています。その後も行きたくないと家で話すことがあり、Aの保護者は、担任の対応、学校の対応に不信感を抱きました。

Bの保護者はやったと認めた一部行為については謝罪すると申し入れましたが、Aの保護者は謝罪を受け入れておらず、解決できないまま過ぎました。

Bもストレス症状が見られ、関係機関、医療機関を受診しながら過ごしました。

卒業式を迎え、Aは登校ができないまま式も欠席しました。Aは結果的に31日間の欠席となりました。

4月に中学校に入学しました。中学校では保護者の希望を聞き、クラスを分け、2人があわないように学校生活の動線の配慮等を行っています。

2人とも入学式には出席しました。Aは休む日もありますが遅刻早退をしながらも登校しています。学校は保護者と面談を行い、ケアを確認しながら対応している状況です。

Bは入学以降、4月は毎日登校しました。というのが、今現在の状況となっております。

- ・丸委員長：それでは今いじめの重大事態ということで指導課長の方から説明ございましたけれども、この件について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

- ・佐藤委員：今の委員長の質問というのは、この対応について不備があるかどうかです。たくさんあるのです。順番にお答えいただけるのであれば、お願いしたいのはまず2行目にあります。今回のいじめ重大事態の発覚が何故保護者からなのかということです。結果的に言うと31日の欠席なので2号議案だと思うんですけども、保護者の前に学校側はそ

もそもそのいじめ重大事態の疑いがあるものとして認識していたのかどうかということが一点です。

2番目の第三者委員会の立ち上げについて保護者は希望しませんでしたので立ち上げていないということがあるのですが、元来いじめの第三者委員会の立ち上げは調査のガイドラインにあります通り、被害児童の保護者の希望がない場合にも原則学校の再発防止のことが目的ですので、この点とは切り離して考えなければならないと思います。

3番目は、実際にBさんのいやがらせが6点上がっているということに対して、本人に聞き取りを行っているという記載されているのですが、その他の目撃者に相当する方からの聞き取りなどがあつたのかどうか。つまりこの場合だとAくんと児童Bにしか多分聞き取っていないと思うんですが。こういったものを実際に担任にも聞き取りを行っているかどうかですね。

4番目ですが、実際に家族が担任に相談をしていますが、その後Aの保護者は担任の保護者への対応だったり学校の対応に不信感を抱いています。まずここが先ほど話しました第三者委員会を立ち上げてないという点の問題だと思います。つまり今回の事案の調査がいじめの事実認定だけしか行われていないのかということですね。すなわち保護者の他、担任や学校の対応について、本来これは教育委員会が調査の判断の主体になるので、それに対して、教育委員会はそういった調査の必要な担任の指導等を行ったのかということが問題です。

最後に、結果的に31日間の欠席となりましたというのは、この結果的な部分っていうのはどのタイミングなのか、3月31日の段階で31日なのか。結果が、いつかによっては、県の方に報告しなきゃいけないと思うのですがその報告があつたのかですね。今私の方で考えたことを述べさせてもらいました。お願いいたします。

- ・熱田委員：おそらく重大事態についてのこの用紙に書いてあるのはほんの一部だろうと僕は思います。それで僕たちがここでちょっと話をする前に、この嫌がらせ6点って発表できないのかっていうのと、そのいじめの内容がわからないと、対応策と言っても、事前に検討してくるわけじゃなくてこの場でお話することになるので、具体的に、例えば容姿が悪いとか、何が悪いだとかってそういうものが示されないと、いじめの形態によって対応が変わるのではないだろうかなって僕は感じるんです。もし個人情報の関係だとかあつて発表できないっていうことなら、それはそれで結構なんです。いかがなんでしょうか。6点のうち初めの動機部分くらいはどうなんでしょうか？
- ・丸委員長：それでは6点に関しては、これは問題ないでしょうからこれは言ってください。
- ・森谷課長：この6点というのは放課後に担任とAの母親と三者面談をしてから聞き取ったときに出た6点です。

AはBからやられたこととして、1番目は1年生当番のチェックシートの○印、これは、当番をやったという証の○を消されたということです。

2番目、ホッカイロの粉をかけられた。

3番目、タブレットのゲームをやっていないのにやっているかのように言われた。

4番目、タブレットを強制的にシャットダウンされた。

5番目、消しゴムのカスを投げられた。後ろの席から、フード内に入れられた。

6 番目、被害妄想が激しいと言われた。

の6点です。

- ・丸委員長：まず先ほど佐藤委員の方から出された質問に関して答えられるところは答えてください
- ・森谷課長：まず「発覚が何故保護者なのか」という点です。学校の方でいじめのアンケート等を行っているのですが、そこには書かれていなかったそうです。それで11月に一度、その相談をしたときには「学校の方でも見守っていきます」と回答をしていました。その後担任の方では、収まったと思っていたというところがあります。2月に改めて保護者の方から「行きたくない」と言っているということがありまして、放課後話を聞いて、この6点がその場で挙げられたということになります。この事実はそこで知ったということになっております。

それから「他の人から聞き取っているか」という点につきましては、学校の方はクラス、それから学年、関係職員等にも聞き取り調査を行っております。学校から上がってきた詳しい調査には誰が何を言ったというところまで報告がありました。担任や学校に不信感を抱いたというのは、保護者から言われて「Bからこういうふうにされている」ということを言ったときに、担任の方でそれを知らなかったという点。それから、11月に相談があったときに、「複数の目で見守っていきます」と学校がそのように言ったんだけど、果たしてみんなで見てくれていたのかというところで、保護者の方が2月に面談したときに学校の方にそういうことを言ったと聞いております。

それから「31日間の欠席」というのは、2月の初めから、その欠席が始まりまして、卒業式まで欠席が続いたということで、31日間の欠席という報告を受けております。

- ・丸教育長：私の方で一番思ったのは今回の事案を、見てまた聞いて確認をしていく中で、一番の問題だったのは、やはり担任のもう少し丁寧な対応というのが必要だったろうというふうに思っています。また、丁寧な対応っていうのが、自分1人でやっていたというところがまず大きかったかなと思います。また学年の職員に相談をしなかったとか、もちろん管理職にも相談が遅かったとか、報告が遅かった。そこが問題だということで指導しました。校長にはこの事案で一番学校がいけなかったのはまずそこだと話し、学校の組織的な対応と言っておきながら、全然組織的な対応になってない。そこをまずきちっと謝りなさいと指導しました。被害者また、加害者の事情聴取に関しては、加害者に関してはできたんですけれども、被害者に関しては「どうしても学校に出られない」という事情があったものですから、親を介しての回答しかなかった。そこでその辺はすごく悩んだところです。それでとにかく被害者の親とのパイプ、これは学校だけじゃなくて、教育委員会の方にも来ていただいて指導課長の方で対応とかもしてきました。その中で決めた内容が、今回の第三者委員会は挙げなかったという形になっております。

それでは先ほどの6点に関してまた質問等ございましたらお願いいたします。

- ・久米委員：すみませんその6点のうちで、Aからやってきたためにやり返したっていうものと、やっていないものがある。相違があったということなんですけれども、今6つおっしゃってくださったものうちどれがやり返したことだったり、それからBさんが認めてないっていうものがどこだったのかということをお教えいただきたいのが1番目。

それから A 保護者は謝罪を受け入れておらずというところですが、その謝罪を受け入れなかったのは、一部の行為しか A くんが認めないことに対しての不満なのか、それとも学校の対応等々に対してまだ不信感があって、そういう総合的なことなのか、なんで謝罪を受け入れなかったのかなってというのが 2 番目。

3 番目、B はストレスの症状が見られていて機関等々を受診して PTSD だったりとかの診断が出たのかなと思いますけれども、今の時点で、まだ受診が続いているのか、それから服薬をしなくちゃいけないぐらいの状態なのかっていうのが三つ目。最後にすみません A さんは今も休みのときがたまにあるということですが、この事案が起きる前からちょこちょこ休むことがあったのか。それともほぼ皆勤状態で、こういう 2 月に休み始めてからのことなのかっていう前後関係知りたいです。細かいことで申し訳ないです。お願いします。

・丸委員長：それでは事務局の方から回答をお願いします。

・森谷課長：お答えいたします。まず 6 点についての B の回答です。

1 番目、一年生の当番のチェックシートの○を消されたということに対して B は、「チェックシートを 1 回だけ消した。これは自分は他に集まりがあって、清掃に遅れてしまったために、誤解で消された」と B は言っています。これは同級生も見ています。だから、それをやり返してしまった」という回答でした。

2 番目、ホッカイロの粉をかけられたことに対しては、ホッカイロの粉は絶対にかけていない。A の近くでカイロを振っていたら、急にやめろよと言って逃げたので、なんでと言って追いかけてしまった。でもこれはきちんと封をした状態だと言っています。人にかけたりするようなことは絶対にしていない。クラスの全員にそんなことがあったか聞いてほしいとまで言っています。

3 番目のタブレットのゲームをやっていないのにやっているかのように言われたことについては、タブレットをしているときに、Yandex っていうゲームをしていたのを見たので、「それやっいいいの」と言ったが、確実にそのときに、開いていたタブレットを閉じていてそれは他にも見た人がいるから自分はやってない。

4 番目、タブレットを強制的にシャットダウンされた件ですが、タブレットを強制的にシャットダウンしたことはない。前に仲良くしていたときは、同じ机でタブレットをすることもあったけれども、最近は関わっていない。

消しゴムのカスを投げられた。後ろの席からフード内に消しカスを入れられたということに関しては、同級生と A がお互いに消しカスを投げ合っていたので、自分も一度そこに入ったことはあるが、一方的に投げたことはない。

最後ですが、被害妄想が激しいと言われたことに関しては、被害妄想が激しいといったことは一度もない。「そういう嘘はつくなよ」と言ったことはある。というふうに答えていました。

謝罪をなぜ受け入れていないのかということですが、保護者としては、「全てを認めていないということは、反省していないんじゃないか」というふうに言っております。一番求めているのは、「B が更生してもうやらないということである」ということを言っていました。

それから外部機関にかかっているというところですけども、服薬が今も続いているかというところまでちょっと把握しきれておりません。

A の欠席状況につきましては、いじめが起きる前について特段欠席が多かったというふうには聞いておりません。2月の行きたくないを境に、連続して休みが続いたというふうに聞いております。以上です。

- ・久米委員：理解できました。ありがとうございます。
- ・丸委員長：質問等よろしいですか。
- ・村田委員：私が委員になって10年近くなると思うのですが、今日初めていじめの重大事態の報告がありました。茨城大付属の問題もあったのでちょっと佐藤委員からも少しお話あった第三者調査委員会を設置してないこと等をちょっと整理をさせていただきたいんですが。法律上は重大事態があったとき、そういう調査委員会を立ち上げ、また立ち上げて調査するものとするというような規定がある一方で、先ほど佐藤委員からガイドラインには、一定の場合には第三者調査委員会を設けなくて調査をしない場合もあるというような記載があって、そこには「学校での調査で事実関係の全貌が十分に明らかになっていて、関係者被害児童やその保護者が納得しているときは改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある」というような記載があるようなんですが、今回は、つまり立ち上げないというのは、学校の方である程度十分な調査をしているということと、被害児童の保護者がそういった調査委員会を希望していないということとを踏まえてこのガイドラインに則っても、今回その立ち上げなくても問題ないのではないかと、そういうふう判断されたということによろしいでしょうか。
- ・森谷課長：はい、そう判断しました。それでは、お配りしてあります我孫子市いじめ防止基本方針をご覧ください。
表紙の方に「第2章いじめ防止等のため」が入っている方をご覧くださいとそちらに赤字で見え消しになっている部分があります。まず3ページをご覧ください。中ほどの網掛けの部分になります。
「第2章、いじめの防止等のための対策に関する事項の1、市が実施する施策の（8）いじめへの対応」という部分です。
そこでは①教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、または当該報告に係る事案について自ら調査を行うという文になっております。これはその通りだと思います。
ここの部分と、ちょっと合わないなと思われたところが、6ページです。
6ページが一番くだの網掛けの部分です。第3章、重大事態への対処2 重大事態の発生と調査の（2）、調査主体についてのところです。そこでは、「重大事態が発生した場合、そのいじめ事案の調査主体は教育委員会とする」というふうになっております。この文章ですと、重大事態のときには教育委員会が調査主体であり、児童生徒への聞き取り等も含め、全ての調査を教育委員会が行い、学校は調査できないというふうに捉えられてしまうのではないかと考えました。

重大事態であっても教育委員会と学校が連絡を取りながら、学校が調査をした方が良い場合は学校が調査をし、教育委員会が主体となった方が良い場合には教育委員会が調査主体となるように文言の訂正を行ってはどうかと思いました。

赤字で書いたように、重大事態が発生した場合、そのいじめ事案の調査主体の判断は教育委員会が行うというふうにしたいと考えております。

なお会議資料のページの最後に、参考資料としまして、文科省や県の文書載せています。これは県の文書ですので、学校の設置者がというような文言になっているのですが、どこが主体となるかの判断を行うというような文言が載っておりまして、そこを参考に変えたらどうかと考えました。

文言については以上なんです細かい部分につきましては2ページ、3ページに赤字で示しております。細かいところで言いますと、「いじめ悩み相談ホットライン」というところが3ヶ所出てくるのですが、ここは市の方で名称変更しておりまして、「悩み相談ホットライン」というふうに訂正したいと思っています。

それから Q-U 検査の説明の部分なんですけれども、実施学年が変わっておりまして、現在は小学校3年生以上、中学校全学年で行っておりますので併せてここも訂正をしたいと思っております。

- ・丸委員長：以上につきましてご意見いただければと思います。お願いします。(特になし)

ありがとうございます。文言の整理というところと、あとは調査主体は教育委員会が行うとなっていたんですけど調査主体の判断を教育委員会が行うというような形に改正をお願いしたいと思っております。

国のガイドライン、先ほど言いましたように資料の25ページにある国のガイドラインや千葉県のもの、青森県のものを見た中でも、ここに関しては大丈夫かなと思います。

今回の重大事態を受けて改訂をやるものですから教育委員会が逃げ腰じゃないかみたいな形に思われるのは嫌だなと思いました。そういうふうにはならないなと思っております。今回の報告を受けてからになってしまうのが、私も嫌だと思いましたが、この委員会で決定した内容を受けて、市長の方が主催しているいじめ問題対策連絡協議会の方にかけて改訂の方をお願いするというので、よろしいですか。

(特に反対意見なし) はい、ありがとうございます。

- ・山崎委員：すいません、重大事態の方に戻らせてもらって、この資料について、全体の委員に対してのお願いなんですけど、時系列になってないのでちょっとわかりづらいところがあるので、起きた事象の時系列順にしてもらえともうちょっと理解がしやすいのかなと思います。

もう一つが一番大きく感じたのは初動が遅れていると…どうしても感じざるを得ないところがありまして、令和4年11月に相談したのが最初にわかった時点だと思うんですけども、おそらくこの時点で担任の先生や学校の対応者は、見守っていきますっていうのは多いと思うんです。その時点でこれを担任の先生の問題としてそのままいくのか、それとも管理職の方まで持っていくのか…という判断ってすごく難しいところがあると思うんですけども、2月にこの問題がちょっと大きなことになる。おそらくなんかしら細かいことがずっと続いていたと思うんです。その間「見守り」がどう見守っていたのかっていうところで、

どこかで管理職の方を交えて対応できるところが、できなかったのかなって、きちんと整理した方がいいのかなっていうことを思います。

私も今年でPTA 会長4年目になるんですけど、1学期って学校は平穏なんですよ大体。2学期に入って10月11月ぐらいからポロポロこんなことあるんですけど、その後どうなったんだろうなというところと大体3学期になって大きな問題になるパターンが多いと思うんですね。なのでどこかの時点で、問題が発展していく前に押さえられるには、どうしたらいいんだろうというところを考えていかないといけないのかなと感じました。

- もう一つが、これ大体男子児童Aの方への対応が集中してしまうんですけども、ちょっと見ていくと、男子児童Bが、ストレス症状が見られ関係機関医療機関を受診しているんですね。ということは、憶測になってしまうんですけども、この事案に関して言うと、AとBの2人の関係がどういう関係だったのかわからないので何とも言えないんですけども、もしかしたらBの方の問題が大きいのではないのかなと感じるところがあるんです。というのはBがどういう状況の中でストレス症状が見られたっていうのが問題で、これはこの問題が大きくなってきて見られているのか、そもそもそストレスを抱えていて、だんだんいろんなことが起きて爆発して、こうなっちゃってるのか…というところが非常に気になったところです。どうしてもいじめとかがあると、いじめられてる側の対応に注視しがちだとは思いますが、個人的な感想としては、Bの方が結構危ないんじゃないのかなって感じる場所があるんですね。その辺の対応もどうしていったらいいのかな。なので見守りの段階でも、結局A・B両方を見守っていかないといけない、しかもこの起きているこの時いじめ事象に対してAの問題かもしれないし、Bの問題かもしれない、両方が問題かもしれないという切り分けは非常に難しいと思います。やはり早い段階で問題がないと突き詰めていったときに最終的にどこが問題の起点になってるのかっていうのをわかる体制というか、そういうものを作っていかないといけないのかなと感じます。それをどう、どこから取っ掛かっているのかを正直わからないんですけども、この資料を見て感じたことを述べさせてもらいました。
- ・丸委員長：ありがとうございます。まず資料に関しまして時系列にというところで今後、こういう資料を作る際にはちょっと気をつけていきたいと思います。

一番最後のことなんですけれどもBに関しては、すごく私なんか心配になって、教育相談センターの心理の方に、親と本人の方をかけたりました。多分医療機関の方にもかかっています。そういった形で詰めているところです。今のところはかなり改善してきていることは聞いており、Aに聞くと同時にBの状況に関しても担当の方で把握するようにしております。これは継続的にですね、見ていかなくちゃいけないので、また次回の検討委員会の中でも、この2人がどうなっているかということについては触れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
 - ・浅田委員：この資料を時系列でお作りになるという話ですが、情報公開の中でいろいろあると思うので、違う扱いにした方がいいように思います。扱い方によっては公になってしまうので、その点も考えていってほしいです。
 - ・山崎委員：あともう一点保護者の立場からなんですけど、これ結局令和4年11月の時点で、担任の先生や学校の対応に不信感を抱いた場合に、保護者はどうしたらいいんだろうかって思

うことが非常に多いですね。実際、どうしたらいいんだろうかっていう場面があります。私も昨年度、自分の子どもが学校に行きたくないというのが2回あって、自分の子どもに聞いたら原因がわかって、それに対して担任の先生に話しました。1回目それで普通に一緒に学校に行って担任の先生に話したら、子どもも納得して普通にまた学校生活もしたんですけど、2回目はさすがに状況が改善されてないので、子どももかなりしぼみまして、そういった場合も保護者として私もこれどういった対応を取ったらいいんだろうかっていうのは結局同じです。こういう児童からこういうことをされるので学校に行きたくないと言っているというのは伝えて、その日は1時間保健室で過ごして、それでもちょっと落ち着かなかつたらしいので、もう1時間、職員室で過ごして何とか落ち着いて、教室にも行ったんです。もう3学期の時点だったので学校・学年が変わって、言ってしまうと、もうクラス替えで相手の児童と別のクラスになったので、もう晴れ晴れと今通ってるんです。保護者がそういう場合にできる対応というのが、ちょっと保護者の方として困ってしまう。実際に私にもあったので、そういう場合の対応について何か学校側のアクションとか、もしくは教育委員会のアクションがどうしたらいいのかっていうところが保護者の方にもわかるようになるといいのかなと思います。ぜひご検討いただけたらなと思います。

- ・丸委員長：ありがとうございます。今回はいじめ検討委員会なんですけれども、いじめの相談場所だけじゃなくて、保護者が学校内で起きた問題に関して相談する場所の周知とかそういったところは、学校また教育委員会の方で周知するようにしたいです。これは指導課だけじゃなくてですね、学校教育課、教育相談センターも含めて、徹底していきたいと思います。

あと、山崎委員の方からあった初期対応云々に関してなんですけれども、初期対応で一番初めに起きたときに、学校で取り組みはしたんですけども、それをずっと見てたかっていうと、その継続的に観察してたかっていうところが、私は足りないと思ってます。

あとは担当が先ほども申し上げましたけれども、学年の先生それから教務主任、それから管理職というところの情報共有っていうのもあんまりできてなかった。そこがやはり問題だったと思ってます。これは今回の学校だけじゃなくてですね、市内全体の学校にもその辺のことは校長会、教頭会を通して、これはお話をしました。実際にこういう事態があったんだよってことはお話をしなくては、また同じことを繰り返してしまいますので、その辺は十分に気をつけてやりたいと思います。あと私の方も、初めての関係でメモ扱いとかこの辺のことは対処対応できなくて申し訳ありませんでした。ご助言ありがとうございます。十分対応していきたいと思います。

- ・久米委員：本当に今聞いていて、私も実は今うちの大学は担任制をとっておりまして、この3月に4年生を卒業させて、今1年生の担任で入ってきた学生の対応ってものすごく大変なんです。大学の場合はいじめ云々もちろんそうなんですけれども、それが退学に繋がってしまいます。私自身が学科の中で退学防止ワーキンググループのまとめをさせていただいています。そこで何をやっているかっていうと、今、先生もおっしゃってくださったみたいにクラス担任がどうしても抱えてしまうんですね。これがなかなか退学防止に繋がらないということがわかったので、今うちの学科で何をやっているかという、学年別クラス別に少し課題があるなっていう学生を羅列する。その一覧表ができています。そのところこれは退学防止なのでどうしてそれが退学に繋がりがちなのかっていうのは、例え

ば休学しているとか欠席数が多いとか体調不良が多いとかいろんな項目になっていて、その学生が今どこに問題があるのかっていうのが一覧表を見てわかるようになっていきます。プラス私の学年が1年生は担任が3人いるんですけども必ず1ヶ月に1回は対面で、オンライン対面もあるんですけども一堂に会してとかオンライン画面でも介して今私達の学年で何が起きているのかっていうのを共有しています。というのは、大学は小中学校とはちょっと違うかもしれませんが、自分が担任している学生の授業を教えていない場合が多いんですね。私、養護教諭コースの担任なんですけど、私自身は養護教諭じゃなくて福祉関係なので、普段彼女たちの授業をほとんど見ていないので、授業の様子はわからないんです。ただ、担任は学期に1回ずつ対面の面接をしなくちゃいけないのですが、その聞き取りしかできないんですね。整合性を合わせるために同じ学年の先生、それから月に1回か社会福祉学科全体の会議があるんですけども、その2ヶ月に1回、奇数月にこの退学防止ワーキンググループで作ってるこの表を全教員に印刷して渡して全員で確認をする。同じ担任だけではやっぱり把握ができなくて、他学年のあの先生たちが関わっていると、例えばゼミの先生とか卒論指導の方がよっぽど関わってて、多重的に物を見るためには、そういう形で一覧表にしてそれはきちっとパスワードを入れて鍵をかけて外から誰でも見られないような状態のエクセルのファイル等々にして、上の先生たち例えば私どもだと学科長なんですけど、学科長はいつでも確認ができるし、私達もそこが変化があったらいつでも書き込めるし、学年は学年で1ヶ月に一度全ての1年生だけのその中見ますよ、2ヶ月に一度、学科全体を見ますよっていうふうにして回していくと、たくさんの時間はかからず2ヶ月に1回の奇数月の会議で10分程度で済むんですね。進級できるかどうかとか、卒業できるかっていうとちょっと時間がかかりますけど、そういう形で回していかないと多分小学校中学校の先生もすごく忙しくて、今当該先生はすごい苦しんでるんじゃないかなって、自分のせいでこんな事件を起こしてしまって、中学校に上がったから自分の目から見えなくなったけれども、きっとこの6年生の担任の先生は今もつらい思いをなさっていると思っています。その先生だけの責任にしない仕組みをやっぱり考えていってあげないと、先生が潰れちゃうのがすごく気の毒ですし、そういう事案で小・中学校の先生たちが休職しているっていう例もすごくデータとして上がっていると思うので、どうやったら全体で見守っていけるのかっていうのが私はすごく大切かと思います。特に今回中学校に上がって、AさんとBくん別々のクラスになってしまったので、この2人がどうしてるかっていうのはお互い動線を確認してって書いてありますけれどもやっぱりすごく見にくいところだと思うんですね。今回はBくんの方にストレス症状が出たっていうので、さっき、今も受診が続いていますか、服薬続いていますか、とお聞きしたのはそこで、実はBくんだけでなくBくんのお母さんもしくはお父さんもものすごく悩んで、どうしてもBくんを責めちゃうような、やってないみたいなことが家庭内で起きてしまって、Bくんだけでなく、親御さんもすごくつらい思いをされてると思うんです。さっき小学校のPTA会長さんおっしゃったみたいに、自分のお子さんもそういうことが起こったときって、親としてどう対応していいのかがわかるようなことを去年度のどこかで申し上げたと思うんですけど。児童生徒に「何かあったら相談してね」というだけでは、児童生徒は相談してこられないんだと思うんですね。いかに受ける側が拾い広げてって

うところで、このホットラインのこの電話でもメールでもいいところがあるので、これを本当に頻繁に保護者会だったりとか学年通信だったりとかっていうとこに上げて、親御さんたちもこれが使えるのですよ…っていうことを伝えていくことでみんなで見守っていることができるし、学校だけではなくて、相談センターもひっくるめているんじゃないかなって思いました。1クラス担任として、「クラスの担任の先生大丈夫かな」っていうのが今すごく気になっています。長くなって申し訳ないです。

・丸委員長：ご助言ありがとうございました。

それではよろしいですか。では議事の方終了いたします。事務局の方お願いします。

8 諸連絡 [小山]

今後の予定について連絡いたします。資料にもありますように、第2回いじめ防止対策委員会は、10月23日(月)、第3回は2月21日(水)に開催予定です。両日ともに15時から、会場は本日と同じ場所となっております。よろしくお願いします。

8 閉会 [小山]

以上をもちまして、令和5年度第1回我孫子市いじめ防止対策委員会を終わります。ありがとうございました。